

千葉県報

定例
令和6年6月21日

主要目次

- 令和六年千葉県観光入込客統計調査の実施
選挙管理委員会告示 一
- 公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示
企業局告示 一
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定
海区漁業調整委員会訓令 二
- 千葉県海区漁業調整委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
公告 二
- 管理美容師資格認定講習会の指定
管理美容師資格認定講習会の指定 二
- 令和六年度製菓衛生師試験の実施 三
- 土地改良区役員の退任 三
- 土地改良区役員の退任及び就任 三
- 令和六年二級建築士試験の学科の試験に係る試験場所の変更
監査委員公告 四
- 監査の結果に係る措置の内容の公表 四

告示

千葉県告示第三百五十五号

令和六年千葉県観光入込客統計調査を実施するので、千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号）第三条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和六年六月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 調査の名称
令和六年千葉県観光入込客統計調査
- 二 調査の目的
観光入込客及び観光消費額等を把握することにより、本県の観光振興施策に必要な資料を得ることを目的とする。
- 三 調査事項

1 観光入込客数

2 観光入込客の属性別の構成比、平均訪問地点数及び観光消費額等

四 調査の範囲

- 1 知事が選定する観光地点の管理者及び行祭事・イベントの運営者
- 2 知事が選定する観光地点を訪れた者

五 調査の期間

令和六年一月から十二月まで

六 調査の方法

- 1 知事が、四の1のものに調査票を配布し、報告を求めることにより行う。
- 2 知事が、四の2の者に対面及びインターネットによる調査を実施することにより行う。

七 結果の公表

知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

選挙管理委員会告示

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年六月二十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

公職選挙法令施行規程（昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一松戸市立福祉医療センター東松戸病院の項及び松戸市立福祉医療センター介護老人保健施設梨香苑の項を削り、同表医療法人財団明理会我孫子ロイヤルケアセンターの項の次に次のように加える。

医療法人社団葵会介護老人保健施設 我孫子市柴崎一八八番地の一の園・我孫子西

別表第二社会福祉法人緑山会特別養護老人ホーム船橋グリーンてらすの項の次に次のように加える。

SOMPPOケア株式会社SOMPPOケア アラヴィーレ習志野台 船橋市習志野台一丁目一三番三〇号

の次に次のように加える。

SOMPPOケア株式会社そんぽの家松戸五香 松戸市五香三丁目二五番地の四

SOMPPOケア株式会社SOMPPOケア 松戸市東松戸三丁目一五番地の一〇

アラヴィーレ東松戸
 S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケ
 アラヴィーレ松戸
 松戸市馬橋三一二番地の一

別表第二中「社会福祉法人滋生福祉会特別養護老人ホーム太陽の家」を「社会福祉法人九十九里ホーム特別養護老人ホーム太陽の家」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

企業局告示

千葉県企業局告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、水道料金及び公共下水道の使用料の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和六年六月二十一日

千葉県企業局長 三神 彰

名	称	住所又は事務所の所在地	指定をした日
エヌ・ティ・ティ・インターネット株式会社		東京都品川区西五反田二丁目十一番二十号	令和六年四月一日

海区漁業調整委員会訓令

千葉県海区漁業調整委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年六月二十一日

千葉県海区漁業調整委員会会長 石井 春人

千葉県海区漁業調整委員会訓令第二号

千葉県海区漁業調整委員会事務局

千葉県海区漁業調整委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

千葉県海区漁業調整委員会事務局処務規程（昭和六十三年千葉県海区漁業調整委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 職員の勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等の振替、四時間の勤務時間の割振り変更並びに時間外勤務代休時間及び休日等の代休日の指定に関すること。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

公 告

管理美容師資格認定講習会の指定

理美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、管理美容師に係る講習会を次のとおり指定した。

令和六年六月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

講習会の開催期日及び開催場所	
開 催 期 日	開 催 場 所
令和六年十一月十一日（月曜日） 令和六年十一月十二日（火曜日） 令和六年十一月十八日（月曜日）	千葉商工会議所一四階（千葉市中央区中央二丁目五番一号）

二 講習会の主催者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人理美容師美容師試験研修センター

東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 J M F ビル笹塚01 八階

三 指定年月日

令和六年六月二十一日

四 その他

この講習会についての詳細は、次に問い合わせること。

名称 公益財団法人理美容師美容師試験研修センター

所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 J M F ビル笹塚01 八階

電話 〇三（五五七九）六一一五

管理美容師資格認定講習会の指定

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、管理美容師に係る講習会を次のとおり指定した。

令和六年六月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

講習会の開催期日及び開催場所	
開 催 期 日	開 催 場 所
令和六年十一月十一日（月曜日） 令和六年十一月十二日（火曜日） 令和六年十一月十八日（月曜日）	千葉商工会議所一四階（千葉市中央区中央二丁目五番一号）

二 講習会の主催者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人理美容師美容師試験研修センター

三 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階
 指定年月日
 令和六年六月二十一日
 四 その他
 この講習会についての詳細は、次に問い合わせること。
 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
 所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階
 電話 〇三（五五七九）六一一五

令和六年度製菓衛生師試験の実施
 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条の規定により、令和六年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。
 令和六年六月二十一日
 千葉県知事 熊谷 俊人

一 試験日時及び場所	
日	時
令和六年十月二十六日（土曜日）	午後
二時から午後四時まで	千葉県教育会館（千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号）
場	所

二 試験方法
 筆記試験（実技に関する筆記試験を含む。）

三 受験願書の提出
 1 提出方法等
 受験願書の提出は、原則として電子申請サービスを使用する方法により行うこと。
 なお、やむを得ず郵送又は持参により提出する場合は、千葉県健康福祉部衛生指導課（千葉市中央区市場町一番一号）宛てに提出すること。この場合にあつては、令和六年八月十六日（金曜日）までに同課に申し出て、受験願書の交付を受けること。

2 受付期間
 受付期間は令和六年八月一日（木曜日）から三十日（金曜日）までとする。なお、同日午後五時までに受信したもの（郵送の場合は同日までの消印があるもの、持参の場合は同日午後五時までに提出されたもの）に限り受け付ける。

四 その他
 この試験に関し不明な点は、千葉県健康福祉部衛生指導課（電話〇四三（二二三）二六三八）に問い合わせること。

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、市原市鶴舞土地改良区から次のとおり役員（退任）の届出があつた。
 令和六年六月二十一日
 千葉県知事 熊谷 俊人

退任理事
 市原市池和田一五四番地
 池田 隆

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、市原市潤井戸土地改良区から次のとおり役員（退任及び就任）の届出があつた。
 令和六年六月二十一日
 千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事
 市原市潤井戸六七五番地
 一、一一〇番地
 一、四六一番地の二
 七二二番地四
 六四〇番地六
 二七七番地
 一一番地一
 一、三一一番地
 市原市潤井戸六六九番地
 一、〇七四番地
 二九六番地
 就任理事
 市原市潤井戸一、二二五番地
 一、四六一番地の二
 七四六番地
 七二二番地四
 一、九三四番地二
 六〇七番地
 一一番地一
 一、三一一番地
 就任監事
 市原市潤井戸六六〇番地二
 高橋 政義

二 退任理事
 市原市潤井戸六六九番地
 一、〇七四番地
 二九六番地
 就任理事
 市原市潤井戸一、二二五番地
 一、四六一番地の二
 七四六番地
 七二二番地四
 一、九三四番地二
 六〇七番地
 一一番地一
 一、三一一番地
 就任監事
 市原市潤井戸六六〇番地二
 高橋 政義

三 退任理事
 市原市潤井戸一、二二五番地
 一、四六一番地の二
 七四六番地
 七二二番地四
 一、九三四番地二
 六〇七番地
 一一番地一
 一、三一一番地
 就任監事
 市原市潤井戸六六〇番地二
 高橋 政義

四 就任監事
 市原市潤井戸六六〇番地二
 高橋 政義

〃 〃 二九六番地 鈴木 暢一
 〃 〃 一、三四三番地の二 石渡 貞夫

令和六年二級建築士試験の学科の試験に係る試験場所の変更
 令和六年三月五日付け千葉県公告(令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施)で公告した二級建築士試験の学科の試験に係る試験場所について、次のとおり変更する。

令和六年六月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 変更前の試験場所

千葉県美浜区若葉一丁目四番一号 神田外語大学

二 変更後の試験場所

習志野市泉町一丁目二番一号 日本大学生産工学部津田沼キャンパス

監 査 委 員 公 告

監査の結果に係る措置の内容の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を別冊のとおり公表する。

令和六年六月二十一日

千葉県監査委員	小 倉 明
千葉県監査委員	川 口 明 浩
千葉県監査委員	関 政 幸
千葉県監査委員	岩 井 泰 憲

購読料 本号(別冊を含む。) 一部 四四円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県
 購読申込先 〇四三(二三三)二六五八